

平成30年3月26日

審査請求人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡

## 審査請求書

次のとおり審査請求をする。

### 第1項 審査請求人の住所・氏名・年齢

住所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号  
チサンマンション丸の内第2 303号室  
氏名：特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡

### 第2項 審査請求に係る処分

処分庁 法務大臣 上川陽子の平成29年12月27日付けの審査請求人に対する行政文書開示等決定処分（法務省刑国第608号）

### 第3項 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成29年12月28日

### 第4項 審査請求の趣旨

第2項記載の処分を取り消すとの決定を求める。

### 第5項 審査請求の理由

(1) 審査請求人は、平成29年7月12日、処分庁に対して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」）に基づき、①「法務省刑事局国際課が保有する、『平成25年度 準備及び結果に関する文書6』」 ②「法務省刑事局国際課が保有する、『平成26年度 金融作業部会関係（FATF）』」 ③「法務省刑事局国際課が保有する、『平成27年度 金融作業部会関係』」 ④「法務省刑事局国際課が保有する、『平成28年度 金融作業部会関係』」 ⑤「法務省刑事局国際課が保有する、『平成29年度 金融作業部会関係』」の情報公開請求をした。

(2) 処分庁は、平成29年12月27日、(1)の請求に対し、以下不開示処分を行った。

「本件不開示処分」

不開示決定した行政文書の名称

- ①「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書
- ②「平成26年度 金融作業部会関係（FATF）」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書
- ③「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第6

07号で開示決定された文書以外の文書

④「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書

⑤「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の文書

処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

公にすることにより、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部または相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであり、法第五条第3号及び第5号に該当するため」

(3) しかし、本件処分は、次の理由により違法である。

1、不開示文書が特定されていないこと

本件処分は、開示した場合に予想される支障について、情報公開法5条3号及び5号の文言を記載しただけで、具体的にどの文書を開示した場合にどのような支障があるかについて述べていない。このように、不開示対象となる文書の特定がなされていない以上、内容不特定な処分であり、違法である。

2、上記と関連するが、なぜ該当文書の公開が情報公開法5条3号及び5号の支障発生の根拠となるか説明されておらず、違法である。

(4) 以上から、本件処分の取消しを求めて本請求に及んだ。

第6項 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

第7項 その他

(1) 添付書類 現在事項全部証明書 2通

(2) 証拠物件等 平成29年12月27日付行政文書開示不決定通知書

(法務省刑国第608号) 写し 2通

平成29年12月27日付行政文書開示決定通知書

(法務省刑国第607号) 写し 2通

平成29年9月11日付行政文書開示決定通知書

(法務省刑国第406号) 写し 2通